別表六(十四)の表中「特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書」を「特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書」に、「調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の三「２」若しくは「25」）」を「調整前法人税額（別表一「２」又は別表一の二「２」若しくは「22」）」に、「当期税額控除可能額（(6)と(8)のうち少ない金額）又は（別表六（十四）付表「13」、「16」又は「18」）」を「当期税額控除可能額（(6)と(8)のうち少ない金額）又は（別表六（十四）付表二「13」、「16」又は「18」）」に改め、同表の記載要領第１号中「特別控除）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を加え、「同条第８項第３号」を「租税特別措置法第42条の４第８項第３号」に改め、「同条第７項」の次に「又は令和５年旧措置法第42条の４第７項」を加え、同第11号ロ中「別表六（七）「３」、「７」、「８」、「12」若しくは「15」」を「別表六（七）「６」、「７」、「11」若しくは「14」」に改め、同第11号「「当期税額控除可能額（(6)と(8)のうち少ない金額）又は（別表六（十四）付表「13」、「16」又は「18」）(9)」」を「「当期税額控除可能額（(6)と(8)のうち少ない金額）又は（別表六（十四）付表二「13」、「16」又は「18」）(9)」」に、「「又は（別表六（十四）付表「13」」を「「又は（別表六（十四）付表二「13」」に改める。

別表六(十四)付表の表中「通算法人の特別試験研究費に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書」を「通算法人の特別試験研究費の額に係る税額控除可能分配額等の計算に関する明細書」に、「他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「22の計」－別表六（十四）「３」）」を「他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「22の計」）－（別表六（十四）「３」）」に、「他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「23の計」－別表六（十四）「４」）」を「他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「23の計」）－（別表六（十四）「４」）」に、「他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「24の計」－別表六（十四）「５」）」を「他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「24の計」）－（別表六（十四）「５」）」に、「他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八（二）「25の計」－別表六（十四）「７」）」を「他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八（二）「25の計」）－（別表六（十四）「７」）」に改め、同表の記載要領第１号中「適用対象事業年度において同条第７項」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を加え、「同条第８項第３号イ」を「租税特別措置法第42条の４第８項第３号イ」に改め、「他の事業年度において同条第７項」の次に「又は令和５年旧措置法第42条の４第７項」を加え、同第11号ロからヨまでを次のように改める。

(1)　「他の通算法人の差引対象特別試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「22の計」）－（別表六（十四）「３」）　(1)」の欄には、確定申告書等（租税特別措置法第２条第２項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいう。以下この号及び第４号において同じ。）に添付された別表六（十四）付表二「１」の金額を記載すること。

(2)　「他の通算法人の税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「23の計」）－（別表六（十四）「４」）　」の欄には、確定申告書等に添付された別表六（十四）付表二「３」の金額を記載すること。

(3)　「他の通算法人の税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「24の計」）－（別表六（十四）「５」）　」の欄には、確定申告書等に添付された別表六（十四）付表二「５」の金額を記載すること。

(4)　「他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八（二）「25の計」）－（別表六（十四）「７」）　(8)」の欄には、確定申告書等に添付された別表六（十四）付表二「８」の金額を記載すること。

別表六(十四)付表の記載要領第四号中「別表七の三「７」」を「別表七の二「７」」に改め、同表を別表六(十四)付表１とする。

別表六(十四)の次に次の１表を加える。